

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月26日
【届出者の名称】	フマキラー株式会社
【届出者の所在地】	東京都千代田区神田美倉町11番地
【最寄りの連絡場所】	広島県廿日市市梅原一丁目11番13号
【電話番号】	(0829) 55-2111 (代)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 小谷 眞弘
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	フマキラー株式会社 (東京都千代田区神田美倉町11番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、フマキラー株式会社を指します。

(注2) 本書中の記載において、「法」とは金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)、
「令」とは金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)、「府令」とは発行者に
よる上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)
のことを指します。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と
必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日
時を指すものとします。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式についての権利を指します。

(注6) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けを指します。

第1【公開買付要項】

1【買付け等をする上場株券等に係る株式の種類】

普通株式

2【買付け等の目的】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置づけております。利益配分につきましては、業績や将来の事業展開、内部留保などを総合的に勘案しつつ、株主様への安定的かつ継続的な利益還元に努めております。また、当社では財務体質の強化と経営基盤の強化を図るとともに、研究開発、生産設備、情報機器等の戦略的な投資を積極的に行っていく方針であります。これらは、将来にわたる経営体質強化と利益の向上を目指したもので、株主の皆様への利益還元に貢献するものと考えております。また、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

一方、事業面においては、当社は、お客様のニーズを捉えた付加価値の高い新製品の開発と継続的な改良、戦略的かつ重点的な経営資源の投入によるブランド力の強化、営業活動の強化によるお客様との関係強化に努め、成長性や利益性が見込まれる既存事業の強化・育成に積極的に取り組んでおります。また、商品アイテムの削減と販売品目の重点化による販売効率の向上、在庫の削減、コストダウン及びV A（商品価値の向上）への取組強化、経費の効率的運用等一層の収益力強化に取り組んでおります。

また、当社広島工場内に、将来の長期的な「商品力」向上を実現する新しい開発・工場棟（ブレンズ・パーク）を建設することが必要と考えて、その所要資金を調達するために、平成22年5月13日に、長年の取引先であるエステー株式会社（以下「エステー」といいます。）を割当先とする第三者割当増資（普通株式3,580,000株（本書提出日現在の当社の発行済株式総数32,980,000株に対する割合（以下「保有割合」といい、小数点以下第三位を四捨五入しています。）：10.86%）、発行価額は1株について451円、総額1,614,580,000円。以下「本第三者割当増資」といいます。）の実施を決議し、エステーは既に保有していた当社普通株式1,400,000株（保有割合：4.24%）と併せて合計4,980,000株（保有割合：15.10%）を保有するとともに、営業面における販売促進サポート業務の共同取組み強化や開発面における両社の得意分野を活かした共同研究開発など、更に一步踏み込んだ関係を構築することを目的とした資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を実施すべく、下記の資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を同時に締結しました。

（本資本業務提携の内容の概要）

エステーを割当先とする本第三者割当増資を実施するとともに、両社は、主に以下の取組みを通じて、両社の業容拡大並びに企業価値及び株主共同の利益の向上に努めることとする。

営業（販売促進サポート業務の共同取組み強化、国内外の販売チャネルの相互活用等）

開発（両社の得意分野を活かした共同研究開発、知的財産のクロスライセンス等）

調達（生産設備の相互利用、部材の共通化等によるコストダウン）

物流（物流インフラの共同利用等）

その他

なお、エステーは平成23年3月18日にアース製薬株式会社より当社普通株式3,457,000株（保有割合：10.48%）を市場外取引で追加取得し、本書提出日現在、当社普通株式を合計8,437,000株（保有割合：25.58%）保有しております。以上の資本関係により、エステーは、当社を持分法適用関連会社とし、また、当社に対して取締役を1名派遣しており、当社の主要株主である筆頭株主であり、かつその他の関係会社に該当します。

当社は、このようにエステーとの資本業務提携を進める一方で、当社グループの「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念を実践し、フマキラーグループの知名度とブランドイメージを最大限活用することにより企業価値の向上につなげるべく、海外展開の強化を今後の更なる成長のための重点戦略と位置付け、ASEAN市場（マレーシア・タイ・ベトナム・ミャンマー）で殺虫剤事業を展開するマレーシアのTechnopia Sdn. Bhd.（現商号はFumakilla Asia Sdn. Bhd.）及びインドネシア共和国で殺虫剤の製造販売を行っているPT Technopia Jakartaの発行済株式の70%の取得手続を平成24年11月19日に完了し、両社を連結子会社とするなど海外投資を積極的に行い、殺虫剤の需要拡大が見込まれるアジア地域（インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド等）や欧州地域（イタリア、ハンガリー等）及び中南米地域（メキシコ等）を中心に、当社グループの海外事業拡大を図ってまいりました。

このような中、本資本業務提携契約の締結当初企図しておりましたブレイズ・パークの建設計画につきましては、第一期工事として、当社広島工場内に、平成24年1月に新しい工場棟であるエアゾール工場を完成落成し、同年3月より稼働させました。しかしながら、第二期工事以降として予定しておりました新しい開発棟の建設につきましては、同月に Technopia Sdn. Bhd. (現商号はFumakilla Asia Sdn. Bhd.) 及びPT Technopia Jakartaを子会社化することを決定し、もって当社の中長期的な企業価値向上の観点から投資資金を海外投資に重点的に振り向けるという経営方針の転換をしたことに加え、直近2期の連結会計年度において経常損益段階で損失(平成24年3月期:経常損失908,981千円、平成25年3月期:経常損失309,069千円)を計上するといった厳しい収益状況に、平成23年3月の東日本大震災後の復興需要等に起因する鋼材やガラス等の建設資材の高騰という外的要因も重なり、建設計画自体の見直しを行ってまいりました。

以上のような経営環境の変化を踏まえ、当社は、エステーとの間で、平成24年11月頃から随時、今後の本資本業務提携のあり方に関する協議を重ねてまいりました。かかる協議において、ブレイズ・パークの第二期工事以降の新しい開発棟の建設計画を仮に一旦凍結するとした場合における本第三者割当増資により調達した資金の使途について検討したところ、平成24年12月下旬に、エステーより、本資本業務提携を維持しつつ、保有する当社普通株式8,437,000株(保有割合:25.58%)の一部(具体的には、本第三者割当増資により発行した当社普通株式と同数である3,580,000株(保有割合:10.86%)ないしこれにエステーが本第三者割当増資の実施以前から保有していた当社普通株式1,400,000株(保有割合:4.24%)を加えた4,980,000株(保有割合:15.10%)程度)について売却することも検討したいとの意向表明を受けました。

当社は、エステーの意向表明を受け、平成25年1月上旬頃より、改めて、本第三者割当増資により調達した資金の新たな使途、仮にエステーが保有する当社普通株式の一部が市場で売却された場合の当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の安定的な株主構成を維持していく必要性や当社の財務状況等を総合的に勘案し、当該普通株式を自己株式として買い受けることについての具体的な検討を開始しました。一方で、当社は、当該検討を開始した平成25年1月上旬頃の時点においては、エステーが保有する当社普通株式(8,437,000株(保有割合:25.58%))の一部を当社が想定している規模(3,580,000株(保有割合:10.86%)ないし4,980,000株(保有割合:15.10%))で自己株式として取得するために要する会社法上の分配可能額(平成25年1月上旬頃の当社普通株式の市場価格の水準に照らすと、最大約15億円程度)を十分に確保できている状況ではありませんでした。

平成25年5月中旬頃の時点では、現実に自己株式の取得を実施するか否かは未定であったものの、状況を慎重に見極めつつ機動的な資本政策を可能とするべく、平成25年6月27日開催の第64期定時株主総会に、会社法第448条第1項の規定に基づいて、当社の資本準備金の一部(15億円)を取崩し、その他資本剰余金に振り替えるための議案を付議することを決定し、同総会において当該議案は承認可決されました。これにより、平成25年8月2日付けで当社における資本準備金の額は15億円減少しその他資本剰余金が同額増加する旨の効力が発生しました。

当社は、資本準備金の一部(15億円)の取崩しの効力が生じた平成25年8月2日以降も、当連結会計年度の業績の進捗状況、当社の財務状況その他の当社を取り巻く環境の推移を注視しつつ、エステーとの協議を重ね、自己株式取得の実施の適否について慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、当社は、エステーが売却意向を有する規模(4,980,000株(保有割合:15.10%))の株式を自己株式として取得することが、当社の1株当たり当期純利益(EPS)の向上や自己資本当期純利益率(ROE)などの資本効率の向上に寄与し、ひいては株主の皆様に対する利益還元につながることに、また、かかる自己株式の取得が上記に掲げる経営の重要政策にも沿ったものであり、当社の安定的な株主構成の維持にも結びつくものであるとの判断に至りました。また、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性、当社普通株式の市場における取引状況を勘案した上で検討したところ、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

本公開買付けの実施により最大で約15億円(本公開買付けにおける買付予定数である4,980,000株に本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。))である303円を乗じた額)の分配可能額が減少する可能性があります。上述の資本準備金の一部(15億円)の取崩しに加え、業績の堅調な推移(平成26年3月期第2四半期における連結四半期純利益が711,658千円(対前年同期比82.3%増)であったこと等)により、今後の配当を実施するに際しても、当面、財源規制に抵触しない水準の分配可能額の維持が可能であるものと想定しております。

本公開買付けにおける買付代金(最大で約15億円)については、自己資金により手当てする予定ですが、当社が平成25年11月14日に提出した第65期第2四半期報告書に記載された平成25年9月30日現在の四半期連結貸借対照表上の現金及び預金の額(3,992,923千円)及び今後の事業活動から生み出されるキャッシュ・フローにより内部留保の蓄積が期待できることから、当社の財務の健全性及び安定性は今後も引き続き維持される見込みです。なお、当社が本公開買付けの公表日と同日の平成25年12月25日に「固定資産の取得中止及び平成22年に実施した第三者割当増資に係る資金使途の変更に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当初、当社は本第三者割当増資により調達した約16億円の具体的な資金使途については、ブレイズ・パークの建設による研究開発及び効率的な生産体制構築のための資金の一部に全額充当する予定としていましたが、第二期工事以降の新しいブレイズ・パークの建設については最終的に中止することとした結果、当初想定した資金負担が軽減され、調達資金の一部が手元資金として残ることとなりました。そのため、当社は、本公開買付けの買付代金(最大で約15億円)に充当する資金については、本第三者割当増資により調達した約16億円のうち、既

にエアゾール工場建設に使用した約6億円を除いた残りの10億円を、その資金の用途を変更した上で充当することとし、残額の約5億円については自己資金により手当てすることといたしました。

当社は、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮して出来高加重平均値を参考にすることが望ましいことを勘案しつつ、可能な限り直近の株価も参考にすることとしました。加えて、本公開買付価格の算定に際して公正性を担保するために、当社及びエステーから独立した第三者算定機関として、朝日ビジネスソリューション株式会社（以下「朝日ビジネス」といいます。）に当社普通株式の価値算定を依頼し、同社から平成25年12月24日付で取得した株式価値算定書（以下「朝日ビジネス株式価値算定書」といいます。）に記載された算定結果（算定結果の詳細は下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数」の「(2) 買付け等の価格等」の「算定の基礎」をご参照願います。）も、併せて参考にすることとしました。なお、当社は、朝日ビジネスから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、本公開買付価格を決定するにあたり、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重し、資産の社外流出を極力抑えるべく、市場価格を上回る水準となることなく過去の一定期間の出来高加重平均値または直近の株価終値の中で最も低い価格と同じ金額で買付けることが妥当と判断しました。

このような判断のもと、当社は、平成25年11月上旬頃、エステーと本公開買付価格に関して本格的な協議・交渉を開始いたしました。そして、平成25年12月中旬頃、当社は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部における、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成25年12月25日の前営業日（同年12月24日）の当社普通株式の終値、同年12月24日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の出来高加重平均値及び同年12月24日までの過去1年間の当社普通株式の出来高加重平均値の中で最も低い金額を本公開買付価格として当社が公開買付けを実施した場合の応募の可否に関してエステーに対して打診したところ、同社より、応募を前向きに検討する旨の内諾を得ました。なお、当社は本公開買付価格を決定するに際して、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の出来高加重平均値を参照せずに、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成25年12月25日の前営業日（同年12月24日）の当社普通株式の終値、同年12月24日までの過去1ヶ月間及び過去1年間の出来高加重平均値を参照する方針を採用しております。これは、本公開買付けの公表日の直近の株価水準を重視する一方で、当社の株価変動特性は季節性の強い当社事業（注）を反映する傾向があることを受け、季節要因の影響が平準化される年間を通じた出来高加重平均値を参照することにより、季節要因の影響を大きく受けかねない四半期及び半期程度の期間の出来高加重平均値を除外することが公平であるとの考えに基づくものであります。

以上の検討及び判断を経て、当社は、本公開買付価格を、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成25年12月25日の前営業日（平成25年12月24日）までの過去1ヶ月間及び1年間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の出来高加重平均値（1ヶ月間：313円、1年間：305円、円未満四捨五入）と平成25年12月24日の終値（303円）の中で最も低い価格である303円に決定し、最終的に平成25年12月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを行うことを決議いたしました。なお、本公開買付価格の公正性を担保するため、当該取締役会の審議に際しては、朝日ビジネス株式価値算定書におけるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）及び類似上場会社法による当社普通株式1株当たりの価値の下限値である312円及び310円も併せて参照し、本公開買付価格が、これらの価格と比較して低額となることを確認しました。

なお、本第三者割当増資による1株当たりの発行価額は451円であったものの、本公開買付価格は303円となっております。両者の差額である148円は、本第三者割当増資の発行価額が本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日（平成22年5月12日）の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値440円、並びに、前営業日までの1ヶ月間（平成22年4月13日から平成22年5月12日）の終値の単純平均値（457.17円）、3ヶ月間（平成22年2月12日から平成22年5月12日）の終値の単純平均値（462.32円）及び6ヶ月間（平成21年11月13日から平成22年5月12日）の終値の単純平均値（451.30円）等を参考に、エステーと協議して決定したのに対し、本公開買付価格については、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成25年12月25日の前営業日（同年12月24日）の当社普通株式の終値303円と同じ金額としており、東京証券取引所における当社普通株式の株価水準が本第三者割当増資の実施時期と比較して下落したことに主に起因しています。

なお、本公開買付価格である303円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成25年12月25日の前営業日（同年12月24日）の当社普通株式の終値303円と同じ金額、同年12月24日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値307円（円未満四捨五入）から1.30%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントした金額、同年12月24日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値293円（円未満四捨五入）に3.41%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額、同年12月24日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値292円（円未満四捨五入）に3.77%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

また、本公開買付価格である303円は本書提出日の前営業日（平成25年12月25日）の当社普通株式の終値304円に対して0.33%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントした金額となります。

さらに、本公開買付価格である303円は、朝日ビジネス株式価値算定書におけるDCF法による当社普通株式1株当たりの価値の下限値である312円から2.88%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントした金額、類似上場会社法による当社普通株式1株当たりの価値の下限値である310円から2.26%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントした金額となります。

なお、本公開買付価格は、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の単純平均値との関係では、当該各平均値にプレミアムを加えた金額となっておりますが、当社は、上記のとおり、当社の株価変動特性や朝日ビジネス株式価値算定書による当社普通株式1株当たりの価値の下限値と比較して本公開買付価格が低額となること等を考慮した結果、本公開買付価格は公正かつ妥当なものと判断しております。

また、当社の専務取締役である嶋田洋秀氏は、エステーの取締役兼常務執行役経営戦略部門担当を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることから、当社とエステーとの本公開買付けに関する事前の協議にはエステーの立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する上記の取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

エステーは、本書提出日現在、当社の主要株主である筆頭株主であり、かつその他の関係会社に該当しておりますが、本公開買付けにエステーがその保有する当社普通株式（8,437,000株（保有割合：25.58%））の一部である4,980,000株（保有割合：15.10%）を応募し、かかる応募株式を当社が買い付けた場合、本公開買付け後において当社はエステーの持分法適用関連会社に該当しないこととなる予定ですが、エステーは引き続き当社普通株式を3,457,000株（保有割合：10.48%）保有することとなります。そのため、当社はエステーの持分法適用関連会社に該当しないこととなるものの、エステーは引き続き当社の主要株主である筆頭株主となる予定です。なお、本公開買付けにおいて、当社はエステーよりその保有する当社普通株式（8,437,000株（保有割合：25.58%））の一部である4,980,000株（保有割合：15.10%、以下「エステー売却予定数」といいます。）を本公開買付けに応募し、かかる応募株式を除く残りの株式については当面継続して保有する旨の内諾を得ております。また、エステー売却予定数は、本公開買付けにおける買付予定数（4,980,000株）と同数となっており、本公開買付けにおいてエステーからエステー売却予定数の応募がありかつエステー以外の当社株主による応募があった場合、エステー売却予定数に相当する同社が保有する当社普通株式の全てが売却されることにはなりません。その場合、エステーはあん分比例によりエステーに返還される当社普通株式についても、本公開買付け後において当面継続して保有するとのことです。

なお、当社が開発した製品をエステーが販売したり、当社がエステーの関係会社による販売支援を受けたりするなど両社は相互補完的な協力関係にあるため、本公開買付け終了後も当社とエステーとの間の本資本業務提携契約は当面引き続き維持される予定です。また、本書提出日現在、エステーの取締役兼常務執行役経営戦略部門担当である嶋田洋秀氏が当社の取締役として派遣されておりますが、本公開買付け終了後もエステーの役員または従業員1名は当社の取締役として当面引き続き派遣される予定です。また、当社は、平成24年1月19日にエステー、洗剤・柔軟剤等の製造販売を営んでいるNSファーフア・ジャパン株式会社との間で資本業務提携契約（以下「3社間資本業務提携」といいます。）を締結しておりますが、本公開買付け終了後も3社間資本業務提携を当面引き続き継続する予定です。

本公開買付けにより取得する自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

（注） 当社の平成25年3月期及び平成24年3月期の連結売上高はそれぞれ22,556百万円及び21,273百万円であったのに対し、平成25年3月期第2四半期及び平成24年3月期第2四半期の連結売上高はそれぞれ13,334百万円（通期の売上高に占める割合：約59%）及び13,987百万円（通期の売上高に占める割合：約66%）となっており、下半期に比べ上半期に売上が偏る季節変動要因をかかえております。また、下記の表に記載のとおり、当社の株価（東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の出来高加重平均値）の推移を暦年ベースの四半期ごとに検証したところ、前四半期と比較し各年とも第4四半期に下落し、第1四半期に上昇する傾向が見られます。従いまして、本公開買付価格を決定するに際しては、年間を通じた出来高加重平均値を参照することにより、季節要因の影響を大きく受けかねない四半期及び半期程度の期間の出来高加重平均値を除外することとしております。

暦年	平成21年				平成22年				平成23年				平成24年				平成25年			
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
株価	373	444	482	431	461	454	396	355	362	354	361	302	328	308	294	275	313	306	291	

（注1） 上記における四半期とは、第1四半期は各暦年における1月1日から3月31日まで、第2四半期は各暦年における4月1日から6月30日まで、第3四半期は各暦年における7月1日から9月30日まで、第4四半期は各暦年に

おける10月1日から12月31日までの期間を指します。なお、平成25年の第4四半期は期間が終了していませんので、株価を算出しておりません。

(注2) 上記の株価は各期間における出来高加重平均値で、単位は円で円未満を四捨五入しています。

3【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

(1)【発行済株式の総数】

32,980,000株（平成25年12月26日現在）

(2)【株主総会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

(3)【取締役会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	4,981,000株	1,509,243,000円

(注) 取得する株式総数の発行済株式の総数に占める割合は、15.10%であります（小数点以下第三位を四捨五入）。

(4)【その他（ ）】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

(5)【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成25年12月26日（木曜日）から平成26年1月30日（木曜日）まで（20営業日）
公告日	平成25年12月26日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

(2)【買付け等の価格等】

株式の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき金303円
算定の基礎	<p>当社は、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮して出来高加重平均値を参考にすることが望ましいことを勘案しつつ、可能な限り直近の株価も参考にすることとしました。加えて、本公開買付け価格の算定に際して公正性を担保するために、当社及びエステーから独立した第三者算定機関として、朝日ビジネスに当社普通株式の価値算定を依頼し、同社から平成25年12月24日付で取得した朝日ビジネス株式価値算定書に記載された算定結果も、併せて参考にすることとしました。</p> <p>そこで、当社は、東京証券取引所市場第二部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成25年12月25日の前営業日（同年12月24日）の当社普通株式の終値303円、同年12月24日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の出来高加重平均値313円（円未満四捨五入）及び同年12月24日までの過去1年間の当社普通株式の出来高加重平均値305円（円未満四捨五入）を参考にいたしました。</p> <p>また、本公開買付け価格を決定するにあたり、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重し、資産の社外流出を極力抑えるべく、市場価格を上回る水準となることなく過去の一定期間の出来高加重平均値または直近の株価終値の中で最も低い価格と同じ金額で買付けることが妥当と判断しました。</p> <p>一方、朝日ビジネス株式価値算定書においては、DCF法及び類似上場会社法の各手法を採用し算定を行いました。当該各手法において算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>DCF法では、当社が作成した事業計画を基に、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した平成26年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を312円から335円までと分析しております。</p> <p>類似上場会社法では、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を分析し、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を310円から330円までと分析しております。なお、当社は、朝日ビジネスから本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p>

当社は、平成25年11月上旬頃、エステーと本公開買付価格に関して本格的な協議・交渉を開始いたしました。そして、平成25年12月中旬頃、当社は、東京証券取引所市場第二部における、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成25年12月25日の前営業日（同年12月24日）の当社普通株式の終値、同年12月24日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の出来高加重平均値及び同年12月24日までの過去1年間の当社普通株式の出来高加重平均値の中で最も低い金額を本公開買付価格として当社が公開買付けを実施した場合の応募の可否に関してエステーに対して打診したところ、同社より、応募を前向きに検討する旨の内諾を得ました。なお、当社は本公開買付価格を決定するに際して、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の出来高加重平均値を参照せずに、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成25年12月25日の前営業日（同年12月24日）の当社普通株式の終値、同年12月24日までの過去1ヶ月間及び過去1年間の出来高加重平均値を参照する方針を採用しております。これは、本公開買付けの公表日の直近の株価水準を重視する一方で、当社の株価変動特性は季節性の強い当社事業（注）を反映する傾向があることを受け、季節要因の影響が平準化される年間を通じた出来高加重平均値を参照することにより、季節要因の影響を大きく受けかねない四半期及び半期程度の期間の出来高加重平均値を除外することが公平であるとの考えに基づくものであります。なお、本公開買付けにおいて、当社はエステーよりその保有する当社普通株式（8,437,000株（保有割合：25.58%））の一部である4,980,000株（保有割合：15.10%）を本公開買付けに応募し、かかる応募株式を除く残りの株式については当面継続して保有する旨の内諾を得ております。また、エステーによると、エステー売却予定数は、本公開買付けにおける買付予定数（4,980,000株）と同数となっており、本公開買付けにおいてエステーからエステー売却予定数の応募がありかつエステー以外の当社株主による応募があった場合、エステー売却予定数に相当する同社が保有する当社普通株式の全てが売却されることにはなりません、その場合、エステーはあん分比例によりエステーに返還される当社普通株式についても、本公開買付け後において当面継続して保有するとのことです。

以上の検討及び判断を経て、当社は、本公開買付価格として、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成25年12月25日の前営業日（平成25年12月24日）までの過去1ヶ月間及び過去1年間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の出来高加重平均値（1ヶ月間：313円、1年間：305円、円未満四捨五入）と平成25年12月24日の終値（303円）の中で最も低い価格である303円を採用することとし、最終的に平成25年12月25日開催の取締役会において本公開買付価格を303円に決定しました。なお、本公開買付価格の公正性を担保するため、当該取締役会の審議に際しては、朝日ビジネス株式価値算定書におけるDCF法及び類似上場会社法による当社普通株式1株当たりの価値の下限値である312円及び310円も併せて参照し、本公開買付価格が、これらの価格と比較して低額となることを確認しました。

なお、本第三者割当増資による1株当たりの発行価額は451円であったものの、本公開買付価格は303円となっております。両者の差額である148円は、本第三者割当増資の発行価額が本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日（平成22年5月12日）の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値440円、並びに、前営業日までの1ヶ月間（平成22年4月13日から平成22年5月12日）の終値の単純平均値（457.17円）、3ヶ月間（平成22年2月12日から平成22年5月12日）の終値の単純平均値（462.32円）及び6ヶ月間（平成21年11月13日から平成22年5月12日）の終値の単純平均値（451.30円）等を参考に、エステーと協議して決定したのに対し、本公開買付価格については、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成25年12月25日の前営業日（同年12月24日）の当社普通株式の終値303円と同じ金額としており、東京証券取引所における当社普通株式の株価水準が本第三者割当増資の実施時期と比較して下落したことに主に起因しています。

なお、本公開買付価格である303円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成25年12月25日の前営業日（同年12月24日）の当社普通株式の終値303円と同じ金額、同年12月24日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値307円（円未満四捨五入）から1.30%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントした金額、同年12月24日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値293円（円未満四捨五入）に3.41%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額、同年12月24日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値292円（円未満四捨五入）に3.77%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

また、本公開買付価格である303円は本書提出日の前営業日（平成25年12月25日）の当社普通株式の終値304円に対して0.33%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントした金額となります。

さらに、本公開買付価格である303円は、朝日ビジネス株式価値算定書におけるDCF法による当社普通株式1株当たりの価値の下限値である312円から2.88%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントした金額、類似上場会社法による当社普通株式1株当たりの価値の下限値である310円から2.26%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントした金額となります。

なお、本公開買付価格は、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の単純平均値との関係では、当該各平均値にプレミアムを加えた金額となっておりますが、当社は、上記のとおり、当社の株価変動特性や朝日ビジネス株式価値算定書による当社普通株式1株当たりの価値の下限値と比較して本公開買付価格が低額となること等を考慮した結果、本公開買付価格は公正かつ妥当なものと判断しております。

	<p>(注) 当社の平成25年3月期及び平成24年3月期の連結売上高はそれぞれ22,556百万円及び21,273百万円であったの対し、平成25年3月期第2四半期及び平成24年3月期第2四半期の連結売上高はそれぞれ13,334百万円(通期の売上高に占める割合:約59%)及び13,987百万円(通期の売上高に占める割合:約66%)となっており、下半期に比べ上半期に売上が偏る季節変動要因をかかえております。また、下記(注2)から(注4)までに記載のとおり、当社の株価(東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の出来高加重平均値)の推移を暦年ベースの四半期ごとに検証したところ、前四半期と比較し各年とも第4四半期に下落し、第1四半期に上昇する傾向が見られます。従いまして、本公開買付価格を決定するに際しては、年間を通じた出来高加重平均値を参照することにより、季節要因の影響を大きく受けかねない四半期及び半期程度の期間の出来高加重平均値を除外することとしております。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置づけております。利益配分につきましては、業績や将来の事業展開、内部留保などを総合的に勘案しつつ、株主様への安定的かつ継続的な利益還元に努めております。また、当社では財務体質の強化と経営基盤の強化を図るとともに、研究開発、生産設備、情報機器等の戦略的な投資を積極的に行っていく方針であります。これらは、将来にわたる経営体質強化と利益の向上を目指したもので、株主の皆様への利益還元に貢献するものと考えております。また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。</p> <p>一方、事業面においては、当社は、お客様のニーズを捉えた付加価値の高い新製品の開発と継続的な改良、戦略的かつ重点的な経営資源の投入によるブランド力の強化、営業活動の強化によるお得意様との関係強化に努め、成長性や利益性の見込まれる既存事業の強化・育成に積極的に取り組んでおります。また、商品アイテムの削減と販売品目の重点化による販売効率の向上、在庫の削減、コストダウン及びV A(商品価値の向上)への取組強化、経費の効率的運用等一層の収益力強化に取り組んでおります。</p> <p>また、当社広島工場内に、将来の長期的な「商品力」向上を実現する新しい開発・工場棟(ブレーンズ・パーク)を建設することが必要と考えて、その所要資金を調達するために、平成22年5月13日に、長年の取引先であるエステーを割当先とする本第三者割当増資の実施を決議し、エステーは既に保有していた当社普通株式1,400,000株(保有割合:4.24%)と併せて合計4,980,000株(保有割合:15.10%)を保有するとともに、営業面における販売促進サポート業務の共同取組み強化や開発面における両社の得意分野を活かした共同研究開発など、更に一歩踏み込んだ関係を構築することを目的とした本資本業務提携を実施すべく、下記の本資本業務提携契約を同時に締結しました。</p> <p>(本資本業務提携の内容の概要)</p> <p>エステーを割当先とする本第三者割当増資を実施するとともに、両社は、主に以下の取組みを通じて、両社の業容拡大並びに企業価値及び株主共同の利益の向上に努めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業(販売促進サポート業務の共同取組み強化、国内外の販売チャネルの相互活用等) 開発(両社の得意分野を活かした共同研究開発、知的財産のクロスライセンス等) 調達(生産設備の相互利用、部材の共通化等によるコストダウン) 物流(物流インフラの共同利用等) その他

なお、エステーは平成23年3月18日にアース製薬株式会社より当社普通株式3,457,000株（保有割合：10.48%）を市場外取引で追加取得し、本書提出日現在、当社普通株式を合計8,437,000株（保有割合：25.58%）保有しております。以上の資本関係により、エステーは、当社を持分法適用関連会社とし、また、当社に対して取締役を1名派遣しており、当社の主要株主である筆頭株主であり、かつその他の関係会社に該当します。

当社は、このようにエステーとの資本業務提携を進める一方で、当社グループの「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念を実践し、フマキラーグループの知名度とブランドイメージを最大限活用することにより企業価値の向上につなげるべく、海外展開の強化を今後の更なる成長のための重点戦略と位置付け、ASEAN市場（マレーシア・タイ・ベトナム・ミャンマー）で殺虫剤事業を展開するマレーシアのTechnopia Sdn. Bhd.（現商号はFumakilla Asia Sdn. Bhd.）及びインドネシア共和国で殺虫剤の製造販売を行っているPT Technopia Jakartaの発行済株式の70%の取得手続を平成24年11月19日に完了し、両社を連結子会社とするなど海外投資を積極的に行い、殺虫剤の需要拡大が見込まれるアジア地域（インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド等）や欧州地域（イタリア、ハンガリー等）及び中南米地域（メキシコ等）を中心に、当社グループの海外事業拡大を図ってまいりました。

このような中、本資本業務提携契約の締結当初企図しておりましたブレーンズ・パークの建設計画につきましては、第一期工事として、当社広島工場内に、平成24年1月に新しい工場棟であるエアゾール工場を完成落成し、同年3月より稼働させました。しかしながら、第二期工事以降として予定しておりました新しい開発棟の建設につきましては、同月にTechnopia Sdn. Bhd.（現商号はFumakilla Asia Sdn. Bhd.）及びPT Technopia Jakartaを子会社化することを決定し、もって当社の中長期的な企業価値向上の観点から投資資金を海外投資に重点的に振り向けるという経営方針の転換をしたことに加え、直近2期の連結会計年度において経常損益段階で損失（平成24年3月期：経常損失908,981千円、平成25年3月期：経常損失309,069千円）を計上するといった厳しい収益状況に、平成23年3月の東日本大震災後の復興需要等に起因する鋼材やガラス等の建設資材の高騰という外的要因も重なり、建設計画自体の見直しを行ってまいりました。

以上のような経営環境の変化を踏まえ、当社は、エステーとの間で、平成24年11月頃から随時、今後の本資本業務提携のあり方に関する協議を重ねてまいりました。かかる協議において、ブレーンズ・パークの第二期工事以降の新しい開発棟の建設計画を仮に一旦凍結するとした場合における本第三者割当増資により調達した資金の用途について検討したところ、平成24年12月下旬に、エステーより、本資本業務提携を維持しつつ、保有する当社普通株式8,437,000株（保有割合：25.58%）の一部（具体的には、本第三者割当増資により発行した当社普通株式と同数である3,580,000株（保有割合：10.86%）ないしこれにエステーが本第三者割当増資の実施以前から保有していた当社普通株式1,400,000株（保有割合：4.24%）を加えた4,980,000株（保有割合：15.10%）程度）について売却することも検討したいとの意向表明を受けました。

当社は、エステーの意向表明を受け、平成25年1月上旬頃より、改めて、本第三者割当増資により調達した資金の新たな使途、仮にエステーが保有する当社普通株式の一部が市場で売却された場合の当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の安定的な株主構成を維持していく必要性や当社の財務状況等を総合的に勘案し、当該普通株式を自己株式として買い受けることについての具体的な検討を開始しました。一方で、当社は、当該検討を開始した平成25年1月上旬頃の時点においては、エステーが保有する当社普通株式（8,437,000株（保有割合：25.58%））の一部を同社が想定している規模（3,580,000株（保有割合：10.86%）ないし4,980,000株（保有割合：15.10%））で自己株式として取得するために要する会社法上の分配可能額（平成25年1月上旬頃の当社普通株式の市場価格の水準に照らすと、最大約15億円程度）を十分に確保できている状況ではありませんでした。

平成25年5月中旬の時点では、現実に自己株式の取得を実施するか否かは未定であったものの、状況を慎重に見極めつつ機動的な資本政策を可能とするべく、平成25年6月27日開催の第64期定時株主総会に、会社法第448条第1項の規定に基づいて、当社の資本準備金の一部（15億円）を取崩し、その他資本剰余金に振り替えるための議案を付議することを決定し、同総会において当該議案は承認可決されました。これにより、平成25年8月2日付けで当社における資本準備金の額は15億円減少しその他資本剰余金が同額増加する旨の効力が発生しました。

当社は、資本準備金の一部（15億円）の取崩しの効力が生じた平成25年8月2日以降も、当連結会計年度の業績の進捗状況、当社の財務状況その他の当社を取り巻く環境の推移を注視しつつ、エステーとの協議を重ね、自己株式取得の実施の適否について慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、当社は、エステーが売却意向を有する規模（4,980,000株（保有割合：15.10%））の株式を自己株式として取得することが、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、ひいては株主の皆様に対する利益還元につながることに、また、かかる自己株式の取得が上記に掲げる経営の重要政策にも沿ったものであり、当社の安定的な株主構成の維持にも結びつくものであるとの判断に至りました。また、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性、当社普通株式の市場における取引状況を勘案した上で検討したところ、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

本公開買付けの実施により最大で約15億円（本公開買付けにおける買付予定数である4,980,000株に本公開買付け価格である303円を乗じた額）の分配可能額が減少する可能性があります。上述の資本準備金の一部（15億円）の取崩しに加え、業績の堅調な推移（平成26年3月期第2四半期における連結四半期純利益が711,658千円（対前年同期比82.3%増）であったこと等）により、今後の配当を実施するに際しても、当面、財源規制に抵触しない水準の分配可能額の維持が可能であるものと想定しております。

本公開買付けにおける買付代金（最大で約15億円）については、自己資金により手当てする予定ですが、当社が平成25年11月14日に提出した第65期第2四半期報告書に記載された平成25年9月30日現在の四半期連結貸借対照表上の現金及び預金の額（3,992,923千円）及び今後の事業活動から生み出されるキャッシュ・フローにより内部留保の蓄積が期待できることから、当社の財務の健全性及び安定性は今後も引き続き維持される見込みです。なお、当社が本公開買付けの公表日と同日の平成25年12月25日に「固定資産の取得中止及び平成22年に実施した第三者割当増資に係る資金用途の変更に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当初、当社は本第三者割当増資により調達した約16億円の具体的な資金用途については、ブレーンズ・パークの建設による研究開発及び効率的な生産体制構築のための資金の一部に全額充当する予定としていましたが、第二期工事以降の新しいブレーンズ・パークの建設については最終的に中止することとした結果、当初想定した資金負担が軽減され、調達資金の一部が手元資金として残ることとなりました。そのため、当社は、本公開買付けの買付代金（最大で約15億円）に充当する資金については、本第三者割当増資により調達した約16億円のうち、既にエアゾール工場建設に使用した約6億円を除いた残りの10億円を、その資金の用途を変更した上で充当することとし、残額の約5億円については自己資金により手当てすることといたしました。

当社は、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮して出来高加重平均値を参考にすることが望ましいことを勘案しつつ、可能な限り直近の株価も参考にすることとしました。加えて、本公開買付け価格の算定に際して公正性を担保するために、当社及びエステーから独立した第三者算定機関として、朝日ビジネスに当社普通株式の価値算定を依頼し、同社から平成25年12月24日付で取得した朝日ビジネス株式価値算定書に記載された算定結果も、併せて参考にすることとしました。なお、当社は、朝日ビジネスから本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、本公開買付け価格を決定するにあたり、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重し、資産の社外流出を極力抑えるべく、市場価格を上回る水準となることなく過去の一定期間の出来高加重平均値または直近の株価終値の中で最も低い価格と同じ金額で買付けることが妥当と判断しました。

このような判断のもと、当社は、平成25年11月上旬頃、エステーと本公開買付価格に関して本格的な協議・交渉を開始いたしました。そして、平成25年12月中旬頃、当社は、東京証券取引所市場第二部における、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成25年12月25日の前営業日（同年12月24日）の当社普通株式の終値、同年12月24日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の出来高加重平均値及び同年12月24日までの過去1年間の当社普通株式の出来高加重平均値の中で最も低い金額を本公開買付価格として当社が公開買付けを実施した場合の応募の可否に関してエステーに対して打診したところ、同社より、応募を前向きに検討する旨の内諾を得ました。なお、当社は本公開買付価格を決定するに際して、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の出来高加重平均値を参照せずに、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成25年12月25日の前営業日（同年12月24日）の当社普通株式の終値、同年12月24日までの過去1ヶ月間及び過去1年間の出来高加重平均値を参照する方針を採用しております。これは、本公開買付けの公表日の直近の株価水準を重視する一方で、当社の株価変動特性は季節性の強い当社事業（注）を反映する傾向があることを受け、季節要因の影響が平準化される年間を通じた出来高加重平均値を参照することにより、季節要因の影響を大きく受けかねない四半期及び半期程度の期間の出来高加重平均値を除外することが公平であるとの考えに基づくものであります。

以上の検討及び判断を経て、当社は、本公開買付価格を、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成25年12月25日の前営業日（平成25年12月24日）までの過去1ヶ月間及び1年間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の出来高加重平均値（1ヶ月間：313円、1年間：305円、円未満四捨五入）と平成25年12月24日の終値（303円）の中で最も低い価格である303円に決定し、最終的に平成25年12月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを行うことを決議いたしました。なお、本公開買付価格の公正性を担保するため、当該取締役会の審議に際しては、朝日ビジネス株式価値算定書におけるDCF法及び類似上場会社法による当社普通株式1株当たりの価値の下限値である312円及び310円も併せて参照し、本公開買付価格が、これらの価格と比較して低額となることを確認しました。

（注） 当社の平成25年3月期及び平成24年3月期の連結売上高はそれぞれ22,556百万円及び21,273百万円であったの対し、平成25年3月期第2四半期及び平成24年3月期第2四半期の連結売上高はそれぞれ13,334百万円（通期の売上高に占める割合：約59%）及び13,987百万円（通期の売上高に占める割合：約66%）となっており、下半期に比べ上半期に売上が偏る季節変動要因をかかえております。また、下記（注2）から（注4）までに記載のとおり、当社の株価（東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の出来高加重平均値）の推移を暦年ベースの四半期ごとに検証したところ、前四半期と比較し各年とも第4四半期に下落し、第1四半期に上昇する傾向が見られます。従いまして、本公開買付価格を決定するに際しては、年間を通じた出来高加重平均値を参照することにより、季節要因の影響を大きく受けかねない四半期及び半期程度の期間の出来高加重平均値を除外することとしております。

（注1） 朝日ビジネスは、当社普通株式価値の算定に際して、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また当社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、当社から提供された財務予測（利益計画、及びその他の情報を含みます。）に関する情報については当社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

（注2）

暦年	平成21年				平成22年				平成23年				平成24年				平成25年			
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
株価	373	444	482	431	461	454	396	355	362	354	361	302	328	308	294	275	313	306	291	

(注3) 上記における四半期とは、第1四半期は各暦年における1月1日から3月31日まで、第2四半期は各暦年における4月1日から6月30日まで、第3四半期は各暦年における7月1日から9月30日まで、第4四半期は各暦年における10月1日から12月31日までの期間を指します。なお、平成25年の第4四半期は期間が終了していませんので、株価を算出しておりません。

(注4) 上記の株価は各期間における出来高加重平均値で、単位は円で円未満を四捨五入しています。

(3) 【買付予定の上場株券等の数】

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	4,980,000 (株)	(株)	4,980,000 (株)
合計	4,980,000 (株)	(株)	4,980,000 (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数(4,980,000株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単位(1,000株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

(注2) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募する際には、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

本公開買付けに係る応募の受付けにあたっては、本公開買付けに応募する株主(以下「応募株主等」といいます。)が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付けは行われません。また、本公開買付けにおいては、当社指定の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することは出来ません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。(注1)

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要になります。なお、既に口座を有している場合であっても、登録情報に変更がある場合などは、新たに本人確認書類が必要な場合がありますのでご注意ください。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは、次のとおりです（ ）。

（イ）個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行人の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額（以下「みなし配当の金額」といいます。）は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）：15.315%、住民税：5%）に相当する金額が源泉徴収されます（非居住者については、住民税は徴収されません。）。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合は、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります（国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。）。

（ロ）法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%（所得税及び復興特別所得税）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

（ ） 税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

（注1） 当社指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

当社指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

(注2) 本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。

個人・・・・・・・・住民票の写し(6ヶ月以内に作成されたもの)、健康保険証、運転免許証等(氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの)。

法人・・・・・・・・登記事項証明書(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの)。

法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要となります。

外国人株主・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等(本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの(1)、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの(2)が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限り、)及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し(3)が必要となります。

(1) 外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則としてパスポートの提出をお願いいたします。

(2) 法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認できる書類(居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの)の提出が必要です。

(3) 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるものに限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時まで、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時まで、公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

(3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

7【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	1,508,940,000
買付手数料(b)	21,000,000
その他(c)	2,300,000
合計(a) + (b) + (c)	1,532,240,000

- (注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(4,980,000株)に1株当たりの買付価格(303円)を乗じた金額を記載しています。
- (注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。
- (注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額を記載しています。
- (注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。
- (注5) 上記金額には、消費税及び地方消費税は含んでいません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額
届出日の前日現在の預金等	普通預金	600,680,256円
	定期預金	1,000,000,000円
	計	1,600,680,256円

8【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2)【決済の開始日】

平成26年2月25日(火曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

() 税務上の具体的なお質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ)個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行人の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、みなし配当の金額は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%(所得税及び復興特別所得税:15.315%、住民税:5%)に相当する金額が源泉徴収されます(非居住者については、住民税は徴収されません)。ただし、個人株主が大口株主等に該当する場合は、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります(国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません)。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%（所得税及び復興特別所得税）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(4) 【上場株券等の返還方法】

後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間の末日の翌営業日から起算して4営業日目（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

9 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数（4,980,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（4,980,000株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（1,000株）未滿の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限としません。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未滿の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未滿の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未滿の株数の部分がある場合は当該1単元未滿の株数）減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、当社は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付け期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付け開始公告に記載した内容に係るものを府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付け説明書を訂正し、かつ、既に公開買付け説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付け説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主に交付する方法により訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付け期間の末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付け代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付け応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付け応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

本公開買付けにおいて、当社は、当社の主要株主である筆頭株主であり、かつその他の関係会社に該当するエステーよりその保有する当社普通株式（8,437,000株（保有割合：25.58%））の一部である4,980,000株（保有割合：15.10%）を本公開買付けに応募し、かかる応募株式を除く残りの株式については当面継続して保有する旨の内諾を得ております。また、エステーによると、エステー売却予定数は、本公開買付けにおける買付予定数（4,980,000株）と同数となっており、本公開買付けにおいてエステーからエステー売却予定数の応募がありかつエステー以外の当社株主による応募があった場合、エステー売却予定数に相当する同社が保有する当社普通株式の全てが売却されることにはなりません。その場合、エステーはあん分比例によりエステーに返還される当社普通株式についても、本公開買付け後において当面継続して保有することです。

固定資産の取得中止及び本第三者割当増資に関する資金使途の変更について

当社は、平成25年12月25日に「固定資産の取得中止及び平成22年に実施した第三者割当増資に係る資金使途の変更に関するお知らせ」を公表しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

第2【公開買付者の状況】

1【発行者の概要】

- (1)【発行者の沿革】
- (2)【発行者の目的及び事業の内容】
- (3)【資本金の額及び発行済株式の総数】

2【経理の状況】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【株主資本等変動計算書】

3【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所 市場第二部						
	平成25年6月	平成25年7月	平成25年8月	平成25年9月	平成25年10月	平成25年11月	平成25年12月
月別							
最高株価(円)	309	301	296	290	288	310	333
最低株価(円)	294	283	286	280	280	281	292

(注) 平成25年12月の株価は、12月25日までの株価であります。

4【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1)【発行者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第63期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月29日 関東財務局長に提出

事業年度 第64期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月28日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第65期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日) 平成25年11月14日 関東財務局長に提出

【訂正報告書】

訂正報告書(上記第64期有価証券報告書の訂正報告書) 平成25年12月20日 関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

フマキラー株式会社
(東京都千代田区神田美倉町11番地)
フマキラー株式会社 名古屋支店
(名古屋市昭和区御器所一丁目11番16号)
フマキラー株式会社 大阪支店
(大阪府吹田市垂水町三丁目 5 番15号)
フマキラー株式会社 広島支店
(広島市西区中広町三丁目17番 9 号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)